

平成21年 6 月29日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目3番1号
株式会社 エ ス イ ー
代表取締役社長 森 元 峯 夫

第28期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第28期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第28期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記1. および2. の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分 の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は当社普通株式1株につき、金20円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更 の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けました。

(2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行えるようにするため、会社法第426条の定める取締役・監査役の責任免除制度に基づき、変更後定款に第30条（取締役の責任免除）、同第42条（監査役の責任免除）の規定を新設いたしました。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に森元峯夫、大津哲夫、岡本哲也、塚田正春、久賀泰郎、本間誠治、猪俣明、今田 顕、高橋茂雄の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人に四谷監査法人が選任され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任取締役竹島征男氏および池尾孝司氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに決定いたしました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第28期期末配当金は、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

■ 配当金領収証によりお受け取りの方

同封の「期末配当金領収証」記載のお支払い方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の窓口にて払渡期間内（平成21年6月30日から平成21年7月31日まで）にお受け取りください。

※次回より口座振込をご希望の場合は、お取引証券会社にてお手続きください。

■ 口座振込をご指定の方

配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。